著作権・契約書 Q&A 3

第3回
「パロディ」の限界／最近の判決に見る日本の裁判所のレベル

弁護士・ニューヨーク州弁護士
福井健策

質問：大ヒットしたハリウッド映画をパロディ化した戯曲を執筆上演したいと考えている。基本の**設定**はそのままに、オリジナルの**ストーリー**をなぞりつつ、かなりひねりを効かせたギャグ作品にしたい。**登場人物**も同じだが、性格は目茶苦茶に破綻させるつもりなので、映画会社が見たら怒るかもしれない。公演のテレビ放映も決まっていて、制作者や放送局のスタッフから「著作権は大丈夫でしょうか」と聞かれた。**誰がどう見てもパロディだとわかる**ので、大丈夫だと思うのだが。

1　最高裁の「引用」の条件

盗作とは一般にオリジナル作品があることを隠しておこなわれるものですが、オリジナル作品をはっきり意識させた上で、それへのからかいや批評、或いは多少屈折した愛情を表現するために新たな作品が作られる場合を、ここでは「パロディ」と呼びます。古今東西、パロディほど人々を引きつけ、楽しませて来た表現ジャンルは珍しいのではないでしょうか。ところが、このパロディは、著作権という側面から考えるとかなり厄介なシロモノとなります。パロディは多くの場合、他人の著作物を無断で借用して作られます。そのため、形式的には他人の著作物の無断複製や無断翻案にあたる場合が多くなります。もちろん、無断ではなく許可をとって作れば問題はない訳ですが、パロディの場合、オリジナルの作家などの許可をとるのは難しいケースも多いため問題です。

日本で、パロディの著作権上の問題が最初に本格的に争われたのは、「**パロディ・モンタージュ写真**」**事件**でした。これは、マッド・アマノ氏が山岳写真家・白川義員氏のスキーヤー達の写真に、巨大なタイヤをコラージュして制作したパロディ写真が問題になった事件です（図表）。事件はもつれにもつれて二度最高裁で争われるという異例の展開を見たのですが、その最初の最高裁の判断が、パロディと引用を考える上でその後の日本の裁判所の基本的な立場になっています。もちろん、パロディと引用は（どちらもオリジナルを意識した上での借用という点では似ていますが）異質な行為です。ところが、日本の著作権法には他人の作品の「引用」を認める規定はあるのですが、「パロディ利用」を認める規定はないため、アマノ氏側は自分のパロディ作品は「引用」として許される、と主張せざるを得なかったのです。この時に最高裁が示したのが、有名な次のような**適法引用の条件**です。

「引用にあたるためには、①引用して利用する作品と、引用されて利用される作品とが明瞭に区別され、かつ、②両作品の間に主従の関係がなければならない。さらに、③引用される作品の著作者人格権を侵害するような引用は許されない。」注1

最後の③の基準によって、他人の作品の表現を大幅に直して引用したりすることは難しくなりますし、多くのパロディ作品ではパロディされる他人の作品と自分の創作部分が渾然一体となっていますので、①の明瞭な区別をつけることも難しいでしょう。よって、最高裁の基準ではそもそもパロディはほとんど許される余地がないことになりますし、事実、アマノ氏も敗訴しました。アマノ氏はフォト・モンタージュはダダイズム以来の芸術表現として定着した技法であると主張したのですが、最高裁は**「芸術表現として受けいれられているとしても、法的な基準は変わらない」**とあっさり切り捨てました。つまり、最高裁の立てた基準で行けば、パロディであることが一目瞭然であるとか、優れたパロディ作品であるということは関係なく、他人の作品が渾然一体となっているだけで許されない著作権侵害、ということになります。

2　「チーズはどこに消えた？」事件

パロディ・モンタージュ写真事件は、白川作品への批評や揶揄というより、白川作品を材料に現代社会を風刺するという印象が強い事件でしたが、よりストレートにオリジナル作品を批判する目的でパロディが作られることがあります。こういう事件として注目を集めたのは、ベストセラーにもなった「チーズはどこに消えた？」という小説に対するパロディ小説が問題となった裁判でした。

「チーズはどこに消えた？」は、原作である米国の小説が翻訳され、「世界のトップ企業が研修テキストに使用する全米ビジネス書ベストセラー第1位」という触れ込みで発売されたものです。内容は人生をより良く生きるための寓話といったところで、中心となるのは次のようなエピソードです。ある「迷路」を舞台に、2匹のネズミと2人の小人が毎日食料であるチーズを探し回って暮らしています。彼らはある時、大量のチーズを発見し安逸な暮らしを手にいれますが、そのチーズがなくなってしまいます。この状況の変化をネズミ達は即座に受け入れて新たなチーズを発見します。他方、複雑な頭脳の持ち主である小人達は空っぽのステーションにしがみついていますが、やがて小人の一人が恐怖を克服して迷路の探索に再び出発した結果、大量のチーズを発見することができた、という話です。

言うまでもないことですが、「迷路」とは我々の人生行路やそこでの困難な局面、「チーズ」とはビジネスの成功や円満な家庭といった、いわば我々が「幸福の条件」と考えているものの比喩です。ですから、「変化にすばやく適応し自分自身を変えれば幸福になれる」というのが、些かストレート過ぎる同書のメッセージということになるでしょう。

「チーズはどこへ消えた？」が話題を呼ぶや、タイトルからして挑戦的な「バター はどこへ溶けた？」という本が出版されました。これは「チーズ」に対するいわばアンチテーゼとして出版された本で、全体構成やストーリーはかなり細かいところまで「チーズ」に似通っています（こちらでは2匹のキツネと2匹のネコがバターを見つけます）。しかし、ここではキツネ達はいわば西欧社会の論理を代表する存在として描かれ、無知な相手を騙して大量のバターを手に入れるものの、最後は自らの強欲のために破滅するのに対して、ネコはバターがなくなったという現実をあるがままに受け入れ、むしろなんとなく感じる日常の幸せの大切さに気づく、という結末になっています。

ここでちょっと事態を複雑にしたのが、裁判では、原作者であるスペンサー・ジョンソンはなぜか裁判に参加しておらず、仮処分を申し立てたのは出版社である扶桑社と翻訳者だったということですが、いずれにしても「バター」側は、作品はオリジナルの世界観を批判すること を目的としたパロディであり、言論・表現の自由の範囲内に属する行為であるという「パロディの抗弁」を試みました。しかし、判決を下した東京地裁の口ジックは最高裁とほとんど同じで、**「パロディーという表現形式が文学において許されているといっても、著作権を侵害することは許されない」**というものでした。パロディだからといって特別扱いはしないと言われては、「バター」側に勝ち目はありません。「バター」の出版は差し止められ、店頭からは全て撤廃されました。

3　まとめ

「パロディ法」とも言うべき特別な規定が著作権法にあるフランスや、「フェア・ユース」という規定によってパロディが比較的広く認められる米国に比べると、日本の裁判所はパロディ問題に対してはとんど冷酷と言ってよい態度をとって来ました。そのため、ご質問に対する現時点での回答は**「90％危険です」**ということになります。しかし、仮にご質問の作品が質問者にとって重要なものであるならば、著作権に詳しい方に相談しながら制作を進め、硬直した日本の裁判所の基準に積極的に挑戦して頂きたいと思います。著作権というものの大きな目的は、権利を守ることを通じて文化の発展をはかることにあるのですから、著作権を守るためにコラージュやパロディという表現を全く死滅させるという論理は、明らかに倒錯しているからです。

なお、現在の裁判所の態度を前提としても、著作権侵害にはあたらないパロディの例としては、①オリジナル作品の題名や基本的な設定だけを借用したパロディ作品で、ストーリー展開や個別のエピソードは似ていない場合や、②オリジナル作品に触発されつつも、いわゆる「換骨奪胎」をすることでまったく違った作品を作り出した場合、が挙げられます。

（つづく）

注1　なお、出典の明示も必要です。

←白川義員氏のカラー写真

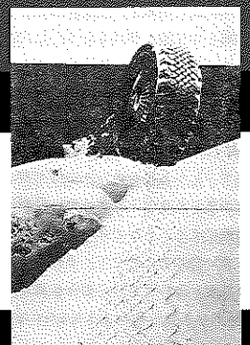

マッド・アマノ氏のパロディ写真→